

## 市政 PR 動画制作業務委託仕様書

1. 業務名 市政 PR 動画制作業務委託
2. 履行期限 令和 6 年 3 月 15 日まで。ただし、11 月初旬に開催する市主催の行事で、ダイジェスト版の動画を放映できるようなスケジュールで進めること

### 3. 業務目的

本市が今後も発展を続けていくためには、将来の都市の活力を担う子育て世代から「選ばれるまち」となることが不可欠である。都市公園が多く緑豊かな住環境、親子や子ども同士、親同士が気軽にふれあえる場の充実や地域ぐるみの子育て支援施策、地域全体で児童・生徒を見守り育て、児童・生徒が社会体験や自然体験を行える場づくりに取り組む教育施策などの、本市が持つ魅力を効果的に発信するため、市政 PR 動画の制作を行う。

### 4. 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 動画の企画

提案された内容を基に、発注者と協議のうえ、内容を決定する。決定した内容に基づき、台本や絵コンテの作成、取材など、動画の撮影・編集に必要な作業を行う。なお、台本、絵コンテなど、動画の制作に係る資料については、発注者と協議のうえ、作成すること。

#### (2) 動画の撮影

(1) で決定した内容及び発注者と協議して作成した台本、絵コンテ、取材などに基づき、動画の撮影を行う。

#### (3) 動画の編集

(2) で撮影した動画について、加工、BGM 音響制作、テロップの挿入等などの編集作業を行う。なお、完成までに複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。また、(2) で撮影した動画以外に、使用できる素材があれば、その使用は妨げない。なお、撮影した動画以外の素材を使用する場合は、発注者の承認を受けた上で使用すること。

#### (4) 動画の活用及び活用方法の提案

市の各種広報媒体での効果的な活用方法を提案するほか、受注者の有する広報媒体や、その他の広報媒体で、効果的に利用すること。なお、本項目に要する費用は、委託料の中に含むものとする。

#### (5) その他

動画制作に付随する連絡調整、取材交渉、出演者交渉、使用する素材の著作権に係る処理など、動画制作に必要な業務は、受注者において行うこと。

### 5. 動画の内容

制作する動画は、次の 2 種類とし、各 1 本以上を作成するものとする。

- ①各務原のことを知らない人に、「各務原」のことを認知させ、記憶に残るような動画
- ②「人（家族）」が登場し、各務原での具体的な生活を連想させ、「暮らしやすさ」を伝える動画

(1) 動画のターゲット

現在、都市圏で生活する 30 代（～40 代）の子育て世帯

(2) 動画の規格

ア. 長さ

- ① 1 分以内。ただし 15 秒程度に短縮したのもも作成すること
- ② 1 分～5 分程度。ただし 15 秒程度に短縮したのもも作成すること

イ. 品質

フル HD 以上

(3) 出演者

出演者は、発注者と協議の上、決定する。

(4) 使用場所

Youtube や、市ホームページ、ネット広告等での動画配信、デジタルサイネージなど

(5) その他

令和 5 年度以降も継続的に配信できるような内容とする

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を、円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

7. 成果物・納品場所

(1) 成果物

- ・制作した動画（DVD-Video 形式）を収録したディスク 3 枚
- ・制作した動画（MP4 形式）を収録したディスク 3 枚

(2) 納品場所

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69  
各務原市役所 3 階 市長公室広報課

8. 業務委託料 円（税込）

内訳

項目	単価	数量	金額
企画構成費		一式	
撮影技術費		一式	
出演料		一式	
編集費		一式	
制作管理費		一式	
その他		一式	
		小計	
		消費税	
		合計	

## 9. 契約代金の支払時期及び方法

契約金額の支払方法は年1回払いとし、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 10. 著作権等について

- (1) 納品された本業務の成果物及び本業務において作成した企画提案書や絵コンテ、台本など（以下、「成果物等」という。）に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、発注者への提出をもって、無償で譲渡するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続きを、受注者において費用を負担し、受注者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について、撮影前に発注者の承諾を得た上で、必要となる一切の手続きを、受注者において費用を負担し、受注者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については、事前に同意を得ること。
- (5) 制作した動画について、第三者から著作権、その他の権利の侵害等の主張があったときは、受注者の責任において対応し、損害賠償等の義務が生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。
- (6) 成果物等に係る著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、発注者が所有するものとする。
- (7) 受注者は、本業務において制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 成果物等に、第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受注者が当該著作物の使用に必要となる一切の手続きを、受注者において費用を負担し、受注者が行うこと。

## 11. その他

- ・仕様書等に疑義が生じた時は、発注者と協議しその指示に従うこと。
- ・受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。なお、本業務を行う上で、必要と認められる業務については、発注者と協議し、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

## 特記仕様

### 1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。